

ヘルプマーク等について

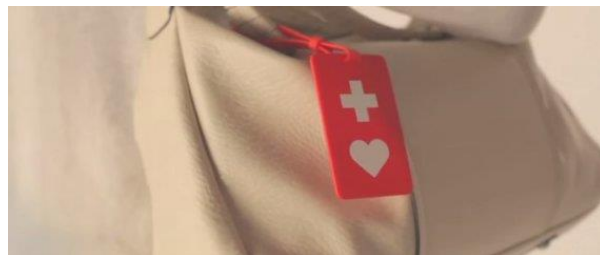
1 ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。
多様な主体による活用を図り、援助が必要な方が日常的に様々な援助が得られる社会づくりを推進するもの。

2 対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

3 ヘルプマーク



4 取組内容

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける、優先席や多目的トイレを使用している方をみても、マークを身につけている方は、何かの事情があると理解してそっと見守る等の思いやりのある行動を呼びかけている思いやりのある行動を呼びかけている。

5 活用例（ヘルプカード）

緊急連絡先や必要な支援内容等を記載し、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるもの。



6 普及状況

現在、東京都のほか、京都府、大阪府、青森県、神奈川県、岐阜県、滋賀県、徳島県、栃木県、奈良県、広島県、和歌山県の1都2府9県で導入。

また、平成29年7月にはJIS規格に登録されており、今後一層の普及が予想される。

ヘルプマーク等の普及に関する取組について

1 目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえ、外見からは配慮を必要としていることが分かりにくい方の意思表示を支援するため、道と市町村との連携のもと、東京都が作成したヘルプマーク及びヘルプカード（以下「ヘルプマーク等」という。）を活用した取組を推進し、道民による障がいのある方等への合理的な配慮が的確に行えるような環境整備を図ることを目的とする。

2 定義

(1) ヘルプマーク

東京都が、平成24年10月に、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方が援助を得やすくなるよう作成したもので、東京都の「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」に定める規格に基づくもの。

(2) ヘルプカード

東京都の「ヘルプカード作成のためのガイドライン」を踏まえて、道が作成する標準様式に基づくものであり、運転免許証程度の大きさのカードに、必要な支援や配慮の内容及び緊急連絡先などを記載し、周囲の方々に提示することにより、必要な援助をお願いするもの。

3 実施主体

道及び実施市町村

4 取組内容

(1) 道の取組

ア 「北海道ヘルプマーク・ヘルプカード配付ガイドライン」の作成
全道統一した取り組みとなるよう、ヘルプマーク等の活用にあたっての基本的な考え方を定めたもの。

イ ヘルプマーク等の普及啓発

道のホームページや啓発資材を活用するとともに、関係機関・団体の協力を求め、道民への普及啓発を図る。

ウ ヘルプカード標準様式の作成

東京都のヘルプカードの様式を参考に北海道における標準様式を作成し、ホームページ上に掲載し、希望者はダウンロードして使用できる環境を整備する。

(2) 市町村の取組

ア ヘルプマークの配布

ヘルプマークを購入し、道が作成する「北海道ヘルプマーク・ヘルプカード配布ガイドライン」に基づき希望する住民に対し配布する。

※ただし、本取組の開始時においては、道からヘルプマークを一定数配布する。

イ ヘルプマーク等の普及啓発

市町村のホームページや広報誌、道が配布する啓発資材等を活用するとともに、関係機関・団体の協力を求め、市町村住民への普及啓発を行う。

ウ ヘルプカードの作成

道が作成する標準様式を参照（各市町村でデザイン変更可）したヘルプカードを作成し、市町村ホームページへの掲載や窓口に備え置くなどして希望する住民に対し配布する。